

議案第 1 0 5 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 5 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 5 年朝霞市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 3 5」に改める。

第 4 条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第 3 条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和 6 年 1 2 月 1 日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則